

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	有限会社だるま商店
主たる営業所の所在地	兵庫県加古川市
許可番号	兵庫県知事（般－6・7）第408397号
許可を受けている建設業の種類	と、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年3月12日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 期間 令和8年3月26日から令和8年4月1日までの7日間
処分の原因となった事実	<p>有限会社だるま商店の役員は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、加古川簡易裁判所において罰金30万円の判決を受け、令和5年7月14日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>